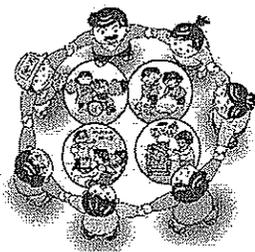


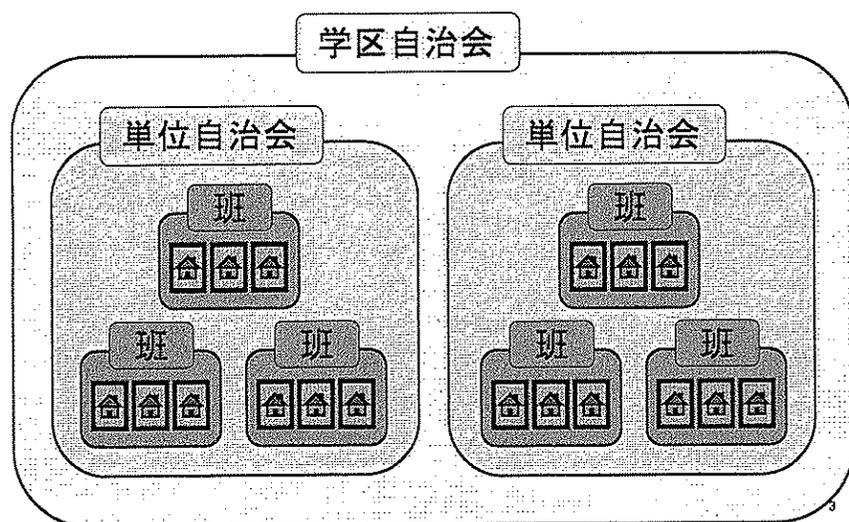
平成21年度村政懇談会テーマ

東海村が目指す学区自治会の方向性



東海村自治会連合会・東海村

学区自治会と単位自治会、班(常会)の関係



Q1. 学区自治会って何ですか？

現在、32ある単位自治会の活動の中で、各単位自治会で行うよりも、小学校区を単位として実施したほうが、より効率的・実効性があると考えられる事業を行う組織(団体)のことであり、6つの学区自治会を設立する予定です。

Q2. なぜ小学校区単位がいいのですか？

- 子ども会・PTA活動など小学校区を対象とした活動が行われている。
- 比較的、顔が覚えられ、子どもでも高齢者でも参加できる範囲と言われている。
- 小学校区単位でコミュニティセンターが設置されている。



Q3. なぜ、東海村は自治会制度に移行したのですか。その背景は？

「住民自治・地域自治」の推進



- 地方分権社会という新しい時代を迎え、住民・村との協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。
- 本村では、「他の自治体と比較して財政的にゆとりがある」という住民の思いが、「要望型」の行政を育んできました。要望は生活課題があるからこそ出されるものであり、それ自体が悪いということではありませんが、要望の的確な分析と分析に基づく迅速・適切な対処に課題もありました。

要望の出し手である住民と、受け手である行政の双方に、「その課題の解決は本来行政が行うべきか」といった点についての十分な議論が行われず、その結果、行政の事業は拡大の一途をたどってきました。

サービスの提供者は行政で、サービスの受け手は住民であるという、長年当たり前とされてきた考え方が大きく影響しています。しかし、人員や予算の縮減が強く求められている中、これまでのように本来、地域が行うべき生活課題の解決までを行政が行うことは不可能になってきました。

今後は、住民と村がお互いを尊重したうえで、十分な議論を行い、信頼関係を深め、住民が行うこと、村が行うこと、協働で行うことを明確にしていく必要があります。

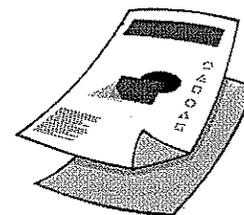
(平成18年3月 東海村第3次行財政改革大綱から抜粋)。

Q4. 自治会・学区自治会制度への導入はどの様に進められたのですか？

平成12年4月に、東海村第4次総合計画の着実な推進を目指し、今後の自治組織の在り方等の調査・検討を目的に「東海村地域活力懇話会」が設置されました。

※メンバーは区長・区長推薦者・村議会議員・学識経験者の計16名を村長が委嘱

11回に亘る協議の結果報告として、平成14年3月に、村長に対し次のような提言がありました。





東海村地域活力懇話会からの提言

抜粋【平成14年3月】

自治会組織への移行

- ① 現在の区組織を尊重しながら住民総参加による自治会組織への転換を図る。
- ② コミュニティセンターを中核とした学区単位の広域的自治組織を目指し、現在の区の特性を考慮し、組織の充実強化を図りながら広域的な自治組織へ移行するよう検討を始める。

9

自治会制度がスタートし、一段落した平成20年2月には、自治会連合会内に「学区自治会検討委員会（正副自治会長の代表16名）」を設置し、学区自治会制度について、より具体的な検討が始まりました。



11

平成14年4月から区長会（現村自治会連合会）と村との協議がスタートいたしました。

その結果として、



1. 平成18年4月に、「区長制度」から、現在の「自治会制度」へと移行されました。
2. 併せて、3年後の平成21年度から、学区自治会制度導入を目指すことになりました。

10

学区自治会検討委員会の開催（9回）



検討結果の報告

自治会連合会の承認を得る



村長に中間報告・村としての考え方を提示するよう依頼（平成20年11月）

12

村長への中間報告の内容は次のとおりです。

要約

- (1) 学区自治会制度は、当初の予定より1年遅れになるが、平成22年4月からの導入を目指し、体制整備を図る。
- (2) 地域自治活動の原点は単位自治会の活動であることから、単位自治会は今後も継続する。
- (3) 学区自治会は、地区委員会の機能を担うこととし、現在の地区委員会は発展的解消する。

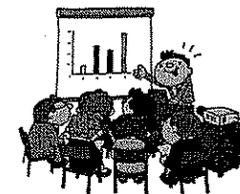
13

村長への中間報告に対して、今年5月に村としての考え方について提示がありました。



その内容は、

自治会連合会の中間報告の内容を尊重し、庁内及び関係機関との具体的な調整を図っていきます。



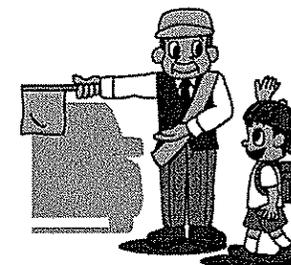
14

Q5. 地区委員会って何ですか？

東海村第4次総合計画(H13~22年度の10年間)における**地区(小学校区)別計画**を具現化するために平成13年度にスタートしたまち(地域)づくりのための住民による委員会(団体)です。平成17年度に組織等の見直しを行い、平成18年度から現在の形で運営されています。

15

地区委員会は、運営委員会(地区内の自治会長及び正副専門部長で構成)及び6つの専門部会で構成されており、その地区に合った事業が展開されています。



16



6つの専門部会とは・・・

東海村第4次総合計画基本目標に基づく、

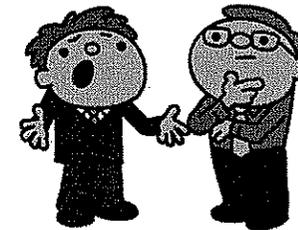
- ① 安全・安心部会
- ② 福祉部会(地区社会福祉協議会が担う)
- ③ 教育部会(青少年育成東海村民会議各支部が担う)
- ④ 農工商部会
- ⑤ 建設・環境部会
- ⑥ 企画・総務部会

のことで。

※ 地区によって多少の違いがあります。

17

しかし、残念ながら
課題もありました。



18

Q6.地区委員会の課題って何ですか？

運営上・組織上の問題から、

1. 地区委員会の活動に各単位自治会の一部の会員だけが参加している。
2. 地区委員会活動と地区内の各種団体の活動が連携不足である。また、役割分担が明確になっていない。
3. 地区内の単位自治会や住民の間で、情報や課題が共有されていない。

19

4. 地区内の住民の要望や意見を取りまとめて、まちづくりに反映するシステムが明確になっていない。
5. 地区全体としてのまちづくりに関する目的意識や参加意識が希薄である。

この様な状況にあり、その対策が必要となっていました。



20

このような課題も踏まえて・・・

学区自治会は、

- ① 地区内の単位自治会や各種団体等が、相互の協力・連携のもと、広域的な地域の課題解決を図っていきます。
- ② 東海村総合計画に基づき、村と協働によるまちづくりを行っていきます。



- (3) 広域的(主に学区内)な地域の課題解決策の協議及び推進
- (4) 学区内やコミュニティセンターにおける各種事業の開催
- (5) 自治会への加入促進

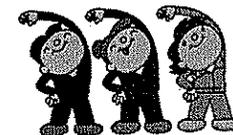
これらの事業については、「補完性の原則」を基本に事業を展開いたします。

Q7. 学区自治会は どんな事業を行うのですか？

単位自治会での実施よりも効率的・実効性のある事業を行います。

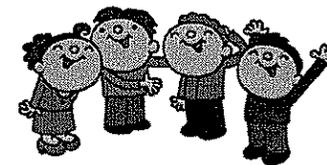
例えば・・・

- (1) 学区内の単位自治会及び各種団体等との情報交換並びに連絡・事業の調整
- (2) 総合計画の推進及び村との協働によるまちづくり



Q8. 「補完性の原則」って何ですか？

単位自治会でできることは単位自治会が行い、単位自治会で行うよりも効率的・実効性があると考えられる事業は、より大きな組織である学区自治会が行うというような考え方のことです。



Q9. 自治会への加入促進については どの様に考えているのですか？

自治会連合会内に
「自治会加入促進検討委員会」を設置し、

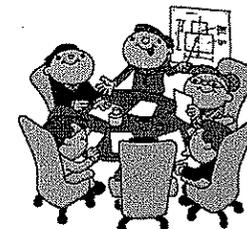
- (1) 自治会加入対象世帯の把握
- (2) アパート・借家等にお住まいの方の加入方法
- (3) 高齢者世帯への対応



等について、
村と共に具体的な協議を進めております。

25

村でも
自治会への各種支援の在り方について
検討が始まっています。



- (1) 補助金・助成金について
- (2) 自治会の事務局について
- (3) コミュニティセンターの役割について

等

26

参考 宝塚市における単位自治会と 学区自治会の役割分担対照表

単位自治会	学区自治会
1. 安全・安心を軸とする個人生活密着の自治会活動で、街灯、防災防犯、葬祭活動	1. 近隣自治会との連携協調及び協働活動
2. 行政の生活情報を配布、回覧	2. 福祉ネットワーク活動
3. 道路建設などの調整	3. 健康スポーツ活動・3世代交流活動・運動会
4. 花壇づくり、ごみステーション管理、地域美化活動、盆踊り、新年会	4. 青少年育成・学習文化活動
	5. 地域情報誌の作成
	6. 地区別計画の作成

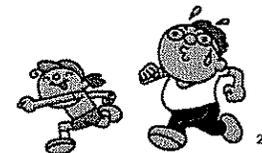
27

その事業は
単位自治会で行った方が
良いと思いますか？



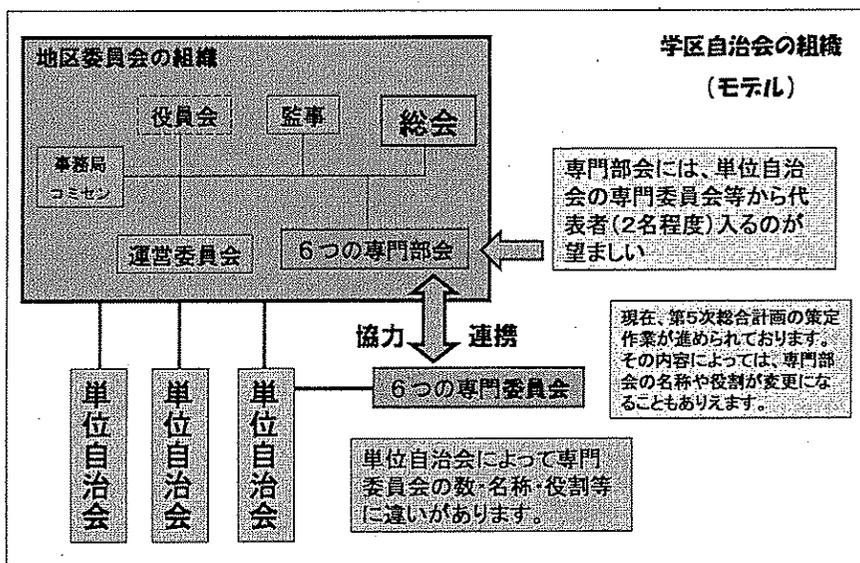
それとも学区自治会で行った方が
良いと思いますか？

まずは「現在の事業の確認・見直し」
からスタートいたします。



28

Q10. 学区自治会はどのような組織になるのですか？



Q11. 学区自治会制度はいつから始まるのですか？

平成22年4月からの制度導入を目指しています。

7月中(予定)に「設立準備会」を発足させ、

- ① 規約の検討
- ② 事業計画(案)、予算(案)の検討
- ③ 役員、専門部会員の選考

等について、12月設立総会(予定)に向けて、具体的な協議を進めてまいります。

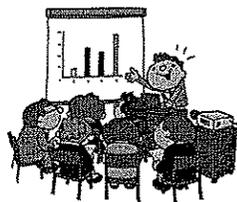


30

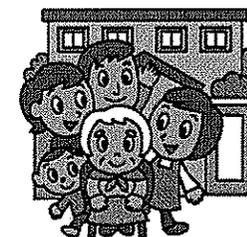
💡 周知活動については…

- (1) 村政懇談会における説明
- (2) 第7回地域代表者会における説明
- (3) 「広報とうかい」への掲載
- (4) 村公式ホームページの活用
- (5) 単位自治会や各種団体等における説明

※村では議会に対する説明会も実施予定



皆様の御協力をお願い致します。
ご静聴ありがとうございました。



東海村自治会連合会・東海村

32